平成２５年（フ）第８２７号
大阪府高槻市浦堂本町29番10号
債務者　西山　尚男
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６８号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番45号　ドムスⅡ703号、前住所大阪市平野区長吉出戸１丁目11番67号
債務者　小川　義伸
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７６号
大阪市生野区新今里３丁目20番12号
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３５号
大阪市城東区関目５丁目13番22―205号
債務者　濱田　由美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８０号
大阪府箕面市箕面８丁目６番43号
債務者　福田由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８１号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目３番12―707号
債務者　宮﨑　和美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８６号
大阪府池田市旭丘１丁目９番６号　A304号
債務者　山口満里子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８９号
大阪府交野市私市２丁目29番９号
債務者　山本加津子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９１号
大阪府池田市住吉１丁目４番16号　201
債務者　日宇眞知子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６００号
大阪府寝屋川市香里南之町19番25―606号
債務者　池田惠美子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９１号
山口県長門市東深川正明市2177―２　杉山さえ子方、住民票上の住所山口県下関市豊北町大字北宇賀718番地
債務者　林　　利美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７号
北九州市若松区東二島２丁目18番５号、申立時の住所北九州市若松区大字小竹535番地７
債務者　原田　公子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６３号
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番１―105号
債務者　緒方　博明
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７号
青森県八戸市城下４丁目１番30号　ペンションミキ103、旧住所青森県八戸市白銀台６丁目７番地６
債務者　村山　光宏
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
岐阜県大垣市熊野町４丁目117番地　第２コーエービル21
債務者　伊藤　律子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４５９号
名古屋市港区宝神２丁目908番地の２　宝勝ハイツ201号
債務者　河野　文彦（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６０８号
東京都杉並区松庵２丁目４―６―201
債務者　河野　繁徳
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部